認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)

法人名 特定非営利活動法人日本セルプセンター 実績判定期間 平成28年4月1日~令和3年3月31日

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数 | チ ェック 欄 が年平均100人以上であること

【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が審附者である場合、それらの方を審附者の数に含めないでください。

		a	Ф	©	@	e	Ð
実績判定 期間内の	自	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	年 月 日
各事業年度	至	平成 29 年 3 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日	平成31年3月31日	令和2年3月31日	令和3年3月31日	年 月 日
	年 3,000 円以上の寄附者 の数(※)が 100 人以上で ある		はいいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいいえ	はい・(いえ)	はい・いいえ

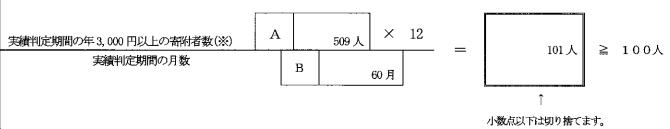
【寄附者名簿チェック欄】

- ☑ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に〇がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度があ る場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄	a	Ф	© @		(e)	Ð	合計		
中3,000円10年の制	117人	103 人	95 人	A	509 人				
	В	60 月							



(注意事項)

実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初 めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください (第2表以下についても同様です。)。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附 者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

認定基準等チェック表 (第2表)

接入名 特定非営利活動法人日本セルブセンター 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という 員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のき を得ないで行われるもの等を除く。) ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所で れらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に対 産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活 一 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 東 績 判 定 期 間 すべての事業活動に係る金額等 ② 1,040,496 円 のうちイ〜ニの活動に係る金額等 ② 1,040,496 円 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われ るもの等を除く。)に係る金額等 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 日等である活動に係る金額等 の 987,996 円 ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 の 987,996 円 の 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 の 685,410、879 円 の 987,996 円 の 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 の 687,996 円 の 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 の 687,996 円 の 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 ⑥	- 1					
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という 員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のき を得ないで行われるもの等を除く。) ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所それらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に対 産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地線に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の記 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績 判定 期間 でつります。 「作様である。」 「指標) 「指標) 「後標) 「のりまり、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 「と願う 第一			特定非営利活動法人日本セル	プセン	ター	チェック欄
具等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のでき得ないで行われるもの等を除く。) 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所でれるに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に対産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活力を存むであるに対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績 判 定 期 間 すべての事業活動に係る金額等	責判足	定期間における事業	活動のうち次の活動の占める害	合が	5 0 %未満であること	V
を得ないで行われるもの等を除く。) 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所ぞれらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に対産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の記事に受ける音に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動	会員等	等に対する資産の譲	。 渡若しくは貸付け又は役務の扱	農供 ()	以下「資産の譲渡等」という	。)、会
会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所でれるに準ずるものを有する者での他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に交産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の記憶をの者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績判定期間 すべての事業活動に係る金額等 ① (指標) (指標) (指標) (おり、 第 判 間 (新規) (等相3	互の交流、連絡又は	意見交換その他その対象が会員	等で	ある活動(資産の譲渡等のう	ち対価
れらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に交産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績判定期間 すべての事業活動に係る金額等 ② 1,040,496円 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等 公 1,040,496円 ○ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 ○ 回便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ○ 第7,996円 ○ 伊佐が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ○ 1,040,496円 ○ 1,040,496円 ○ 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	导なし	いで行われるもの等	を除く。)			
産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績判定期間 すべての事業活動に係る金額等 ① (指標) ⑥85,410,879円 ①のうちイ〜ニの活動に係る金額等 ② 1,040,496円 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 の円 位益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 の 987,996円 に 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 の 987,996円 の 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 の 0 円	会員等	等、特定の団体の構	成員、特定の職域に属する者、	特定(の地域に居住し又は事務所そ	の他こ
(注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績 判定 期間 すべての事業活動に係る金額等 ① (指標) 685,410,879円 ①のうちイ〜ニの活動に係る金額等 ② 1,040,496円 ② 1,040,496円 ○ 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等 ○ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 ○ の円 「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ○ 52,500円 ○ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 ○ 0円 ・特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	さにき	隼ずるものを有する	者その他便益の及ぶ者が特定の	節囲(の者である活動(会員等に対	する資
特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績判定期間 すべての事業活動に係る金額等 ① (指標) 685,410,879円 ①のうちイ〜ニの活動に係る金額等 ② 1,040,496円 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等 ② 0円 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 ② 987,996円 □ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ○ 52,500円 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 ① 0円 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求						
特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 実績判定期間 すべての事業活動に係る金額等 ① (指標) 685, 410, 879 円 ① 1,040,496 円 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等 ② 0 円 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 ⑤ 987,996 円 ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ⑥ 52,500 円 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 ⑥ 0 円 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 ② 0 円						-
実績判定期間						割
すべての事業活動に係る金額等 ① (指標) 685, 410, 879 円 ①のうちイ~二の活動に係る金額等 ② 1,040,496 円 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われ るもの等を除く。)に係る金額等 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 員等である活動に係る金額等 の 987,996 円 ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 の 52,500 円 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 の 0 円	4 VE V	OHICA CO.	∨/応に及した ト何へは1゚ ト何で	. 100	♥ /□ #/!	
すべての事業活動に係る金額等					実績判定期間	
すべての事業活動に係る金額等						- 1
①のうちイ〜ニの活動に係る金額等 ② 1,040,496 円	すべ	べての事業活動に係る金	☆額等	①		
会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等 るもの等を除く。)に係る金額等 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 の円のである活動に係る金額等 の方に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			685, 410, 879 円	J
会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等 0円 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 © 987,996円 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 © 52,500円 外定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 (プ 0円	ກູລຸລຸ	ナノヘーの運動に依2	. 人 姬筮	<u></u>	1 040 406 11	1
イ るもの等を除く。)に係る金額等 ① 円 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 ① 987,996 円 ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ② 52,500 円 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 ② 0 円 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	1)07)	りつうこの伯動に示る)並假寺	w w	1,040,450 [1	J
るもの等を除く。)に係る金額等 ② 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 ⑤ 口便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ⑥ ハ特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 ⑥ サ定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	4			h		1
会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等987,996 円ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等©52,500 円ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等④0 円特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求					0 円	
員等である活動に係る金額等 987,996 円 ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 © ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 (d) り円 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	•	 会員等相互の交流、連				1
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 ② 0円 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	<u> </u>	員等である活動に係る	金額等	Ф	987, 996 円	
特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	<u>u</u> 1	便益が及ぶ者が特定の	範囲の者である活動に係る金額等	©	52,500 円	
特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 (@)	ハ!	特定の著作物又は特定	の者に関する活動に係る金額等	@	0円	
I I I (C) I			 者の意に反した作為又は不作為を求	: [
める活動に係る金額等 0円		める活動に係る金額等			0 円	
合 計 (@+(D+(C+(D+(E))) (D) 1,040,496円		合 計	(@+\b+\c+\d+\e)	Ð	1, 040, 496 円	₽ 2^
基準となる割合 (②÷ 3 0.15%	基準	となる割合 (②÷		@	0.159/	
①)		①)		(a)	0. 1570	

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本セルプセンター	チェック欄					
3 運営組	3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						
イ 役員	の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	'					

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1			_	項	a	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分			\		Θ	2	3	4	6
a	年 月	月~	年	月	日	人	人	%	人	%
Ф	年 月	日~	年	月	Ħ	人	人	%	人	%
©	年 月	日~	年	月	B	人	人	%	人	%
@	年 月	日~	年	月	B	人	人	%	人	%
e	年 月	日~	年	月	B	人	人	%	人	%
©	年 月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
申		請			時	30人	0人	0%	人0	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

Γ	各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
	上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい	はい ・ いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項目	(a)	Ф	©	@	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい	はい ・ いいえ	はいいえ	はい ・ いいえ	はいいえ	はいいた	は、 ・ ・ ・
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいた	はい・・・いた	はい・・・いえ	はいいえ	はい・・・いえ	はい・・・いえ	いいえ

建 該当する項目をOで囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項 目	(a)	Ф	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	一有・無	有・無	有・無	有・無	有·無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項	目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄		区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、 平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のと おりに記載します。
八の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「@」から「①」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査 法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「@」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人日本セルプセンター	a	Ф	©	a	©	Ð	申請時
役 員 数	人	人	人	人	人	人	30人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグルー プの人数	人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人	0人

					役員の	内	想						
	-	6)-	*****	FAD 44	And Let's forter	L			就有	£ 等	の	状	况
氏	名	住	所	職名	続柄等	a	(b)	©	@	©	Ð	申請時	就任・退任 年月日
髙江	智和理			理事								0	平成 25 年 7 月 19 日就任
檜山	太一			理事								0	平成 29 年 7 月 19 日就任
黒川	亨			理事								0	平成 29 年 7 月 19 日就任
鈴木	暢			理事								0	平成 29 年 7 月 19 日就任
寺口	能弘			理事								0	平成 26 年 4 月 1 日就任
小池	邦子			理事								0	平成 27 年 7 月 19 日就任
澤田	和秀			理事								0	平成 27 年 7 月 19 日就任
田辺	義明			理事								0	平成 23 年 7 月 19 日就任
西岡	俊雄			理事								0	平成 25 年 7 月 19 日就任

				 ·····	 	[
倉田	裕	理事		 			0	平成 29 年 7 月 19 日献任
寺本	賢司	理事					0	平成 25 年 7 月 19 日就任
益原	忠郁	理事		 	 		0	 平成 18 年 6 月 29 日就任
三橋	一巳	理事		 	 		0	平成 27 年 7 月 19 日就任
松本	保孝	理事		 	 		0	平成 29 年 7 月 19 日 就任
花宮	良治	理事		 	 		0	平成 27 年 7 月 19 日献任
齊藤	武志	理事	~ • • • • •	 	 		0	平成 29 年 7 月 19 日就任
松久仍	录 和俊	理事		 			0	平成 29 年 7 月 19 日就任
野々了	下 哲也	監事					0	平成 29 年 7 月 19 日就任
日下	貴博	理事		 	 		0	令和1年6月14日就任
田中	秀典	理事			 		0	令和1年6月14日就任
松田	賢雄	理事					0	令和1年6月14日就任
黒沼	 祐蔵	理事		 	 		0	令和1年6月14日就任

ſ			h			· ·	Γ	۲	Γ]
 小林	香	理事) = + = = + ·				令和1年6月14日就任
									0	
 竹村	 絵里	理事				·			0	令和1年6月14日 就 任

三代	栄史	理事							0	令和1年6月14日就任
 小林	克彦	理事								
									0	
 藤野	信敏	理事							0	令和3年6月24日就任
 藤田	 公智	理事								令和3年6月24日就任
				••••					0	
平尾	幸子	理事							0	令和3年6月24日就任
北山	文子	監事							0	
										At a transport
川﨑	昭仁	理事								令和1年6月14日就任 令和3年6月24日退任
宮下	哲	理事			++					令和1年6月14日就任
										令和3年6月24日退任
大久伊	呆 浩	理事								平成 21 年 5 月 12 日就任
										令和3年6月24日退任
阿部	裕一	監事								令和1年6月14日就任
										令和3年6月24日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名 特定非営利活動法人日本セルプセンター							
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間				
現金出納帳	Excel 使用 ルーズリーフ保管	都度	10年				
総勘定元帳	会計ソフト(TKC 戦略経営者 メニュー21)使用 装丁帳簿保管	都度	10年				
仕訳日記帳 (振替伝票)	会計ソフト (TKC 戦略経営者 メニュー21) 使用 ルーズリーフ保管	都度	10年				
給与台帳	給与計算ソフト(やよいの給 与計算) 使用 ルーズリーフ保管	月次	10年				
棚卸資産台帳	Excel 使用 ルーズリーフ保管	都度	10年				

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本セルプセンター	チェック 欄			
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと					

- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項 (a) **(b)** (c) (D) (e) (f) 中請時 宗教の教養を広め、儀式を行い、及び信者を 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 | 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 する活動

項目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無	有·鰃	有・無	有∙∰	有·鰃	有·無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有·無	有·無	有・働	有·刪	有·無	有・無	有·無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有∙無	有∙無	有·無	有∙無	有·無	有・無	有·無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有·無	有・無	有·無	有・無	有・無	有·無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありま せん。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項につい て、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本セルプセンター	チェック欄			
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること					
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと					

- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項 **(d) (T)** 申請時 目 (a) **(D)** (C) **(e)** 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 有・無 有・無|有・無|有・無 有・無|有・無 有・無 反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 有・無 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 | 有・無 | 有 無 有・無|有・無 有・無|有・無 する活動

項目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無	有・無	有・無	有·無	有·無	有・無	有·無	有∙無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有∙無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。 - 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(第4表 次葉)

11			
	項目	ļ	実績判定期間
	事業費の総額	①	685, 410, 879 円
	特定非営利活動に係る事業費の額	2	685, 410, 879 円
	特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載 してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

_

項	E		実績判定期間
受入寄附	金総額	①	5, 439, 210 円
受入寄附金総額のう 利活動に係る事業 費		2	5, 439, 210 円
受入寄附金の充当割合	(②÷①)	3	100%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金 額
	円

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に は記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

.V-L		-
仏	人⁄	旮

特定非営利活動法人日本セルプセンター

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏	名	職名	法人との関係	報酬・給与の	支給期間等	支給金額
	1	177	(注2)	区 分	24 am 231 (12) 13	
				給与	H28. 4. 1∼R1. 6. 14	17, 099, 988 円
				給与	R1. 6. 14~R3. 10. 19	15, 545, 536 円

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 平成28年4月1日 ~ 令和3年10月19日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								29	人											1	60, 5	508, 0)54 円

(注意事項)

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人日本セルプセンター

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (実績判 定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下 の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年 月 日	譲渡 価格	その他の取引条件等
		名刺台紙	H28. 4. 1 ~ R3. 10. 19	449, 636 円	定価販売 1 箱 1,000 枚
		ウエス袋	H28. 4. 1 ~ R3. 10. 19	1, 973, 871 円	定価販売 1 セット 500 枚、1 ロット約 18, 000 枚
		日本セルプセンター研究大会参加費	H28. 4. 1 ∼ H30. 3. 31	16,000円	非会員 36,000 円の ところ、会員価格 を設定
		日本セルプセンタ 一研究大会参加費	H30. 4. 1 ~ R2. 3. 31	16, 000 円	非会員 35,000 円の ところ、会員価格 を設定
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

ر ہے،	黄注マク質 1117 (並	224 - X(11-)	= H 007								
	取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 年	月	付 日	対	価	の	額	その他の取引条件等
	該当なし									円	
				•						円	
									<u></u>	円	
										円	
										円	
										円	

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3)	得整の提供	(施設の利用等を含む。)
100/	IX1DV/JEIN	- 小心はスペンイリカリーナで ロイン・ノ

	Sr		(2.75 - /-		
取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		印刷	H28.4.1		請求書による
			~	 54,595,141 円	
			R3.10.1	04,050,141	
			9		
		作業	H28.4.1		請求書による
			~	100 056 690 III	
			R3.10.1	102,856,629 円	
			9		
		物品	H28.4.1		請求書による
			~	200 707 000 111	
			R3.10.1	208,707,886 円	
			9		
				円	
				円	
				円	
				H	
				円	
				H	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。) 定款第14条「役員は、正会員、社会福祉団体関係者、有識者の中から総会において選任する。」と規定

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住	所 等	支	出	年	月	日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	等
			H28	8. 6.	8				1	17, 31	2円	災害	§支 技	爰基	金(募	金分	})
											円						
											円						
									·		円					·	·
											円						
											円						
											円						

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人日本セルプセンター f ェック欄 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次	こ掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ	同	意
れをそ	その事務所において閲覧させることに同意する。	Æ7	1 4515
※閲	『覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。	む	しない
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿	i、社員の:	5ち10人
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)		
イ	② 役員名簿		
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除し	いたもの	
ㅁ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書	類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
	次の事項を記載した書類		
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項		
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い	、上位5者	との取引
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内	内の親族又	はこれら
	の者と特殊の関係のある者との取引		
朩	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係の		
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。) 0	り氏名並び	にその寄
	附金の額及び受領年月日		
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況		
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)		
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
	② 次出した新州金の領並びにその相手元及び文出年月日② 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにより	その宝施日	
		こ・2 大心日	ı
^	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し 		

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名 特定非営利活動法人日本セルプセンター

認定基準等チェック表 (第6表)

チェック欄 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (a) **(b)** (C) (e) (f) **(d)** 有 • 無 有・無 有 · 無 有 · 無 有 · 無 有 · 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの ↓ f ェック 欄 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a			Ф			©			@			e			(f)		申	請	時
有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過し ていること

チェック欄

事業年度 月日~月日 設立年月日 平成年月日日	事業年度
-----------------------------	------

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

欠格事由チェック表

法人名 特定非営利活動法人日本セルプセンター チェック 欄 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人 は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消され た場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特 例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若 しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 - 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認 定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並び に関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 有・無 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ の取消しの日から5年を経過しない者の有無 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 有・無 5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 有・無 関する法律に違反したことにより、罰命刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 有・無 暴力団の構成員等の有無 2 はい・くいえ 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 はい・いえ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滯納処分の終了の日から3年を経過 はい・いえ しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書 添付 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること 書類 (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はい・くいえ 次のいずれかに該当する法人 はい・いる イ 暴力団

はい・いえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人日本セルプセンター
12701	ではたり下台で明白の別点人で日本という。

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当予 定 額
障害者の製作品の 普及・啓発事業	SELP 商品販売事業	通年	全国	4人	就労系障害福 祉サービス事 業所 1,600 事 業所とその利 用者	800,000円
	共同購入・共同事業の推 進 自動販売機設置推進事業	通年	全国	2人	都道府県セル プセンター等 68ヶ所	200,000円
都道府県セルプセ ンター等の支援と ネットワーク化	組織強化・情報提供事業	通年	全国	2人	都道府県セル プセンター等 68ヶ所	300,000円
事業の振興等に係 る人材養成研修事 業	障害者就労事業所等による作業種別研修事業	通年	全国	3人	就労系障害福 祉サービス事 業所 500 事業 所とその利用 者	200,000円
国内外の生産活動 等施設の製品に関 わる情報収集や市 場調査事業	国際活動への活発な取組	通年	全国	2人	就労系障害福 祉サービス事 業所 1,600 事 業所とその利 用者	15, 000 円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

ゆうちょ銀行 振替口座	りそな銀行 新都心営業部 普通預金
名義:特定非営利活動法人日本セルプセンター	名義:特定非営利活動法人日本セルプセンター
西京信用金庫 本店営業部 普通預金	三菱 UFJ 銀行 新宿中央支店 普通預金
名義:特定非営利活動法人日本セルプセンター	名義:特定非営利活動法人日本セルプセンター
みずほ銀行 新宿西口支店 普通預金	三井住友銀行 新宿西口支店 普通預金
名義:特定非営利活動法人日本セルプセンター	名義:特定非営利活動法人日本セルプセンター

(注意事項)

「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。